



京 都 労 働 局  
平成 28 年 5 月 17 日発表

経済・府政記者クラブ同時資料配付



担	京都労働局労働基準部
当	健康安全課長 荒川 修
	主任労働衛生専門官 古澤稔正
	電話 075 - 241 - 3216

### 特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

京都労働局（局長：井内 いうち まさあき 雅明）は、平成28年5月17日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である日本電産シンポ株式会社（代表取締役社長 西本達也）の動力プレスの特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同検査業者の動力プレスに係る特定自主検査業務について2月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

#### 記

#### 1 業務停止処分を受けた検査業者の名称等

- (1) 名 称：日本電産シンポ株式会社（代表取締役社長 西本達也）
- (2) 所 在 地：京都府長岡京市神足寺田1番地
- (3) 登録番号：京第93号

#### 2 処分の内容

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第54条の3第1項の規定に基づき登録を受けた動力プレスの特定自主検査の業務を、平成28年5月17日から平成28年7月16日までの間、停止すること。

### 3 処分の原因となった事実の概要

日本電産シンポ株式会社本社（以下「電産シンポ」という。）に所属している労働安全衛生法第 54 条の 4 の厚生労働省令で定める資格を有する者（以下「検査者」という）以外の検査者を電産シンポ所属の検査者として、平成 24 年京都労働局登録以降、38 件の動力プレスの特定自主検査を実施させていたこと。

### 4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の 6 第 2 項

### 5 関連条文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（検査業者）

第 54 条の 3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで 略）

第 54 条の 4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第 54 条の 6 (第 1 項 略)

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(第 1 号 略)

二 第 54 条の 4 の規定に違反したとき。

(第 3 号 略)